

給水装置の撤去に関する委任状

年 月 日

(あて先) 愛西市水道事業 愛西市長

私は、給水装置の撤去をしようとするにあたり、同工事に係る手続き及び施工等の一切を貴水道事業に委任します。

また、下記の事項について承認・確認し署名捺印を行い同工事に必要な作業を妨げないとともに、貴水道事業に対し委任した事柄について異議申し立てをしません。

給水装置所有者： _____

給水装置設置場所： 愛西市 _____

給水装置(量水器)番号： _____

記

1. 給水装置の撤去費用については、当市水道事業にて負担をします。
2. 施工業者は、当市水道事業にて選定します。
3. 給水装置の撤去は、敷地内で施工し官民境界にて閉塞します。
また、敷地内のコンクリート等を取壊す場合もあります。
4. 再度、給水装置を設置する場合には、加入者分担金（令和元年10月現在φ13mmで72,600円、φ20mmで165,000円）が必要となります。また、給水装置工事の設置費用については、申込者負担となります。
5. 給水装置撤去後に土地の相続・売買等による第三者からの所有権主張等は、届出者の責任をもって対処します。また、一切市水道事業には迷惑をかけません。

住 所

届 出 者
(給水装置所有者)

氏 名

ⓐ

連絡先

記入例

給水装置の撤去に関する委任状

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 愛西市水道事業 愛西市長

私は、給水装置の撤去をしようとするにあたり、同工事に係る手続き及び施工等の一切を貴水道事業に委任します。

また、下記の事項について承認・確認し署名捺印を行い同工事に必要な作業を妨げないとともに、貴水道事業に対し委任した事柄について異議申し立てをしません。

給水装置所有者： 水道 八郎

給水装置設置場所： 愛西市江西町大縄場151番地1

給水装置(量水器)番号： 17-****

記

1. 給水装置の撤去費用については、当市水道事業にて負担をします。
2. 施工業者は、当市水道事業にて選定します。
3. 給水装置の撤去は、敷地内で施工し官民境界にて閉塞します。
また、敷地内のコンクリート等を取壊す場合もあります。
4. 再度、給水装置を設置する場合には、加入者分担金（令和元年10月現在φ13mmで72,600円、φ20mmで165,000円）が必要となります。また、給水装置工事の設置費用については、申込者負担となります。
5. 給水装置撤去後に土地の相続・売買等による第三者からの所有権主張等は、届出者の責任をもって対処します。また、一切市水道事業には迷惑をかけません。

給水装置所有者が亡くなっている場合や土地家屋売買等で第三者へ所有権変更している場合には、『給水装置所有者変更届』の提出も受けて下さい。そのうえで、撤去の委任状を受けて下さい。

届出者
(給水装置所有者)

住所 愛西市江西町大縄場151番地1

氏名 水道 八郎 印

連絡先 0567-37-****